

# NEWS LETTER

2024年7月号

梅雨もそろそろ終わりそうですね。梅雨が終われば夏本番！

今年は、相当暑い夏になりそうです。熱中症には注意が必要ですね。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

## 自筆証書遺言

民法上、遺言の方式には「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。この自筆証書遺言は、遺言者が全文・日付・氏名を自書し、押印することによって作成される遺言書で、相続財産目録については自署不要とされていますが、それ以外の部分は自書が義務付けられている点が特徴的です。自筆証書遺言は手軽に作成できるメリットがあるのですが、逆に多くのデメリットがあります。①様式の不備で無効になることがある。②紛失や偽造、盗難のおそれがある。③遺言者が亡くなっても発見されないことがある。④家庭裁判所の検認が必要 等です。自筆証書遺言による相続手続きをご依頼を頂く場合があるのですが、遺言書の不備で、不動産の名義を変更できない、というケースも散見されます。内容が不明瞭だったり、ご自分のお名前を記載していなかったり、等、法律専門家が確認すれば避けられたケースが殆どです。この自筆証書遺言につき、法務局が保管する制度が、開始されております。この制度の利用により、形式面の確認あり、原本と画像データを預かってくれるので紛失・変造の心配がない、法務局での検索ができる。家庭裁判所の検認が不要ということになり、かなりのデメリットが解消されております。

しかし、注意が必要な点があります。それは、法務局では形式面の確認しかない、ということです。例えば、ある方が次のような自筆証書遺言を作成したとします。

「遺言書 自宅を長男に相続させる。 令和5年9月7日 ●● ●● 印」

すべて自書されており、日付、署名、押印があるため、形式的には問題無く、法務局でそのまま保管されると思います。しかし、仮に、この方が2度結婚しており、最初の奥さんと次の奥さんにそれぞれ長男がいれば、この長男はどちらの長男を指すのか？といった問題や、自宅が多くの敷地、田畑や複数の建物で構成されている場合、どの不動産を指すのか？といった問題があり、この遺言書では結局、不動産の名義変更ができないということも考えられます。自筆証書遺言の作成には注意が必要です。

### 事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

### 主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続 ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記 ④農地法の許可 ⑤裁判手続

